静岡県告示第431号

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第3項の規定に基づき、安倍藁科川漁業協同組合(内共第14号) 第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示す る。

令和6年6月7日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 漁業権者の名称及び所在地 安倍藁科川漁業協同組合 静岡市葵区安西四丁目70番地の2号
- 2 漁業権の免許番号内共第14号
- 3 変更の内容 別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日 令和7年1月1日

改正前					改正後							
(遊具、漁法の制限)					(遊具、漁法の制限)							
第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法によ					第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法によ							
り、ウ欄の規模の範囲内に於いて、エ欄の区域内及びオ欄の期間中で					り、ウ欄の規模の範囲内に於いて、エ欄の区域内及びオ欄の期間中で							
なければこれを行ってはならない。					なければこれを行ってはならない。							
ア魚種	イ 漁法		ウ 規模	工 区域	才 期	間	ア魚種	イ 漁法		ウ 規模	工 区域	才 期間
あゆ	餌釣			/→ /☆ III	0 🖪	1.0	あゆ	餌釣			小 悬田	O F 10
	野野 毛針釣	流し毛針	コマセ釣禁止	安倍川、平野橋上	8月日~			野野 毛針釣	流し毛針	コマセ釣禁止	安倍川、平野橋上	8月16 日~11
	七可動	がし出頭						七可如				
			その仕掛	流端より	月 30 日				釣	その仕掛	流端から	月 30 日
		(蚊針釣)	も禁止	上流 100					(蚊針釣)	も禁止	大河内え	
			リール禁	<u>m</u> から <u>上</u>						リール禁	ん堤の区	
			止	流大河内						止	域(ただ	
			7本以内	えん堤の						7本以内	し、支流	
				区域(た							は除く)	
				だし、支							中河内	
				流は除							川、玉川	
				<)							橋上流端	
				中河内							から上流	
				川、玉川							の区域	
				橋上流端							足久保	
				から上流							川、飛沢	
				の区域							橋下流端	
				足久保							から上流	
				川、飛沢							の区域	

橋下流端から上流の区域	
-------------	--

- 2 (略)
- 3 下記区域は中学生以下の釣専用区とする。ただし、組合員及び一般

遊漁者は入川禁止とする。

<u> 週 信 ほ 八 川 赤</u>	<u>, II. C / O .</u>		
<u>魚種</u>	<u>漁具・漁法</u>	<u>区域</u>	<u>期間</u>
全魚種	第3条に規定	安倍川の静岡	第3条に規定
	<u>する通り</u>	市葵区野田平	<u>する通り</u>
	(ただし掛釣・	の野田平公園	
	ゴロ引きを除	前 100 メート	
	<u><)</u>	ルの区域	
		安倍川の静岡	
		市葵区平野の	
		平野橋上流端	
		より上流 100	
		メートルの区	
		<u>域</u>	

4 第3条第1項の規定にかかわらず、ア欄魚種「あゆ」の安倍川と藁 科川の流し毛針釣については、両河川全区域において、中学生以下に 限って行うことができる。

ただし、イ漁法、ウ規模等は表のとおりとする。尚、期間については、7月20日から8月31日までとする。

2 (略)

(削除)

3 第3条第1項の規定にかかわらず、ア欄魚種「あゆ」の安倍川と藁 科川の流し毛針釣については、両河川全区域において、中学生以下に 限って行うことができる。

ただし、イ漁法、ウ規模等は表のとおりとする。尚、期間については、7月20日から8月31日までとする。

附則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。